

第2回 森林・林業再生プラン実行管理委員会（議事録案）

日 時：平成24年3月7日（水）10:00～12:30

場 所：農林水産省 第10特別会議室

出席者

岡田座長、酒井委員、土屋委員、永田委員、井上委員

皆川林野庁長官、沼田林野庁次長、末松林政部長、古久保森林整備部長、沖国有林野部長、安東企画課長、松原経営課長、渕上木材産業課長、阿部木材利用課長、本郷計画課長、肥後整備課長、出江研究・保全課長、鈴木経営企画課長

事務局

○事務局

それでは、定刻になりましたので第2回森林・林業再生プラン実行管理委員会を開催いたします。はじめに、長官より御挨拶申し上げます。

○皆川 林野庁長官

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。森林・林業再生プランについては世の中の認知が上がってきたと思っておりますし、これまで再生プランの肉付け、具体化に当たり様々な法律の改正や予算の確保を行ってきたところです。今国会では、国有林の一般会計化の法案を3月2日に閣議決定いただいております。これまで、一昨年の公共建築物等木材利用促進法、昨年の森林法改正、再生可能エネルギー特別措置法などの法律が成立しましたが、今回の国有林の一般会計化の法案で、森林・林業再生プランを実行する体制がひとまず完成すると考えております。国会情勢も厳しく容易ではありませんが、法案を成立させなければならないという覚悟で取り組んでおります。

ただ、森林・林業再生ということで、基本計画で目指す平成32年の木材自給率50%以上に向け、その過程で森林・林業の活発な事業展開、さらには川下における木材利用の促進ということを目指しているわけですが、どうしてもいろいろな道具立てをすればするほど体制化し、本来の大きく目指したところの明確さが薄れてくるということがどうしてもあります。今年、人工衛星はやぶサの打ち上げから帰還までを描いた映画が評判を呼んでいます。イトカワという遠方にある小さな岩の固まりへは、軌道を微修正してやっと到達したということであり、打ち上げたことで目的が達成されたわけでは決してありません。森林・林業再生プランにおいても、途中で進路修正をしてやらないといけないということが多々あると考えております。そういった面では、PDCAサイクルをどうコントロールしていくのかということが、イトカワに辿りつけるのか、また、中に詰まった物を回収することが出来るのかということにつながる。われわれ行政だけで独りよがりになりがちな部分があるので、再生プランの検討に当たっていただいた方に、折に触れてチェックをしていただかないと上手く行かないと思っており、昨年に引き続いて進行管理をしていただく実行管理委員会は非常に重要です。是非、忌憚のないご叱責をいただきながら、我々にとっても国民にとっても重要な森林・林業の再生のための実を挙げていきたいので、引き続き特段のご理解をお願いします。

○事務局

有り難うございました。

それではこれ以降の議事進行につきまして、座長をお願いいたします。

○座長

長官のお言葉に対し、一言御礼申し上げます。今回の林政改革は、明治期以降を精査してきても非常に画期的な改革であるといえます。

具体的には、林野庁が様々な人の意見を踏まえている、すなわち検討委員会を設置しそこにおける議論を経て政策が形成されてきているということです。さらに、実行管理をしていくうえで検討委員会を残し、森林・林業再生プランを形作ってきたメンバーによってPDCAを具体的に回していくという真摯な対応をしていただいております。林野庁には大変感謝を申し上げたいと思います。同時に、今日は各検討委員会の座長にお集まりしていただいておりますが、検討委員会参加各位にも大変ご努力をいただいております、感謝を申し上げたいと思います。

また、当初の検討委員会はどちらかというと基本政策検討委員会が中心で、ほかの検討委員会がぶら下がっているという印象であるという意見が強く出されました。そのため各検討委員会の座長に基本政策検討委員会に入っていたことにより、縦割りを打破できました。同じ林野庁の中にあっても縦割りがあり、これを打破しないと新しい政策はできません。本実行管理委員会も、その思想を見事に貫いた形になっています。今後とも是非とも体制の維持についてご協力賜りたい。

本実行管理委員会の第1回目は昨年11月に開催されましたが、そのときの反省も踏まえて、今日はそれぞれの担当課長から、実績、なお足らざるところ、あるいは今後に向けたところについてご報告いただき、その後、各座長からコメントをいただくという仕組みを考えております。時間がタイトなため、それぞれの検討委員会について15分をお願いします。

早速ですが、事務局から資料1、2について説明をお願いします。

○林野庁

資料1「森林・林業の再生に向けた取組」、資料2「森林・林業再生プランの進行管理（森林計画関係）」について説明。

○座長

ありがとうございます。

内容的に大きく変わっておりますし、多方面にわたるところなので、ご質問・ご意見がたくさんあるかと思いますが、ほかにも各検討委員会のそれぞれの問題点や地域からの具体的要請、補助金との関係などから具体的にお聞きになりたいことも多々あると思いますので、最後の討論のところをお願いします。

各検討委員会からは、現段階で「ここまで変えた」「ここまで弾力的な内容としている」「今後これを行う」というところをご説明いただきます。それでは、資料3に入りたいと思います。

○林野庁

資料3「森林・林業再生プランの進行管理（路網・作業システム検討委員会関係）」について説明

○座 長

ありがとうございました。

この検討委員会の座長をおつとめの委員から、補足やコメントをお願いします。

○委 員

森林・林業再生プランの実行元年ですので、森林造りのための道作りという出発点にたって、どのように現場に降ろすかということを中心に取り組んできました。道作りのための人作りも必要なことから、林業専用道研修やオペレーター研修、森林施業プランナー研修や准フォレスター研修においても、路網や作業システムの重要性について訴えてきたところです。

また、2月10日に、台風12号、15号で2,000mmの雨が降った奈良県吉野に行き、地質に合わせた、自然災害に強い道の重要性の確認と、どういう対応すべきかという議論を行いました。

それから、林道規程の改正と、各都道府県においても林業専用道、森林作業道の指針を制定することになっていますが、これにより都道府県でも意識が高まってきたと思います。ただ、林業専用道に対する戸惑いもまだ見られます。地質に合わせた路網作設技術や作業システムとどう関連させるかなどまだまだサポートが必要ですので、国や試験研究機関がどう関与するかなどについても検討していきたいと考えています。

○座 長

ありがとうございました。

現地では、技術の問題だけでなく、補助金やこれまでの林道や作業道との関係などいろいろご質問があろうかと思いますが、一括して最後をお願いしたいと思います。

引き続き、資料4の説明をお願いします。

○林野庁

資料4「森林・林業再生プランの進行管理（森林組合改革・林業事業体育成検討委員会関係）」について説明

○座 長

ありがとうございました。

森林組合改革・林業事業体育成検討委員会は、人材育成に係わる問題を多く持っているということが改めて分かったと思います。委員から補足若しくはコメントがあればお願いします。

○委 員

3月1日に森林組合改革・林業事業体育成検討委員会が開催されました。その内容を報告すると同時に、私の意見を述べさせていただきます。

まず、今年度の検討委員会の状況については、いろいろなルールやガイドラインを都道府県や関係者とかなり議論して作成し、いまちょうど通知を発出したところ、若しくはこれから発出するところであり、実際に動くかどうかはということについては来年度の話になりますが、現時点ではいろいろなことに配慮したルール作りを進めることができたと評価しています。ただし、これからの本番であり、特に森林組合系統が自主的にどういう取組をしていくかということは非常に重要です。

検討委員会の始めに、全国森林組合連合会の肱黒委員から、この1年間どんなことをやってきたのか、今後どうしていくのかということについてご報告いただき、これについて初めに検討しました。まだ道半ばまでいっておりませんが、役員の刷新や現場の職員の登用など、体制整備についてかなり議論されたところです。県森連がどう動くかも重要であり、あまり活発でない県森連をどうするかというのは重要な課題となっています。

イコールフットイングも大きなテーマです。これは森林組合や林業事業者が計画作成や事業実行について機会均等でやる仕組みであり、我々の委員会でもかなり議論しました。その結果が、先程のルールやガイドラインの発出です。現時点では、それぞれの現場で実感できるころまではいっておらず、検討委員会の委員からは、森林組合と同等の形で林業事業者が参加できる仕組みというにはまだまだ問題があるとの指摘がありました。これも、来年度以降どうやっていくかというのは重要な課題です。

難しい問題として、林業事業者から、計画的に事業を取っていくために、森林情報の一環として森林経営計画を公表できないかという指摘がありました。どこにどの程度事業量があるのか把握できるということですが、個人情報との関係で現時点ではなかなか難しいというのが林野庁の判断です。このことについて、どれだけ個人情報に触れないようにしながら、かつ具体性を持たせて示すことができるかということ、これから考えて行かなければなりません。

最後に、事務局からも都道府県単位の試みについてお話がありましたが、これから都道府県の真摯な取り組みが非常に重要になってきます。いろいろなチャンネルで都道府県と議論しながら、また指導を含めながら、特に取り組みが遅れているところをどう指導していくのかということは、全体的なところで非常に重要だと委員会の議論を通じて感じたところです。以上です。

○座 長

ありがとうございました。

これについても、各課長や各座長から意見があるかと思いますが、全体の中でよく議論したいと思います。

それでは、人材育成について説明をお願いします。

○林野庁

資料5「森林・林業再生プランの進行管理（人材育成検討委員会関係）」について説明

○座 長

ありがとうございました。

人材育成については、当初から各検討委員会との重複感があるといわれていた部分です。9ページの工程表が全体を理解する上でよく整理されています。委員、コメントないしは補足をお願いします。

○委 員

これまでの取組状況及び課題を整理していただいております。今後の対応方針もしっかり出されており、PDCAのサイクルを回すために課題を的確に把握して進めているという印象です。その上で3点ほど指摘させていただきます。

第1点はフォレストの育成についてです。これが人材育成検討委員会の本丸です。この関

係ですが、フォレスターが市町村を支援するわけですが、市町村森林整備計画がどういう形になったらマスタープランとしてふさわしいといえるのでしょうか。このあたりを、人材育成検討委員会のレベルではなく、計画制度をどのように考えるのかというところで検討していただく必要がありますが、それがまだ十分に見えてきておりません。これがフォレスター育成の上で大きい問題になっているように思います。先進的な市町村森林整備計画がどのようなものであるか広く公表していただきたいと思います。また、過去の市町村森林整備計画のように、県から示されたひな形に数字を入れるだけで終わりにするような市町村がまだまだあると思われるので、その底上げをどのようにしていくのかということも検討が必要だとおもいます。

2点目として、森林施業プランナーの育成についてです。参考資料2-2の15ページを見ていただきたいのですが、これまで2,100人育成していたのを、これからステップアップ研修などで実践力を身につけた森林施業プランナーを2,100人認定していき、平成28年度以降に森林経営計画に全面的に切り替えるという工程表になっています。これをみると、森林経営計画を立てていく森林施業プランナーの2,100人が、さらに力をつけてコアになってやっていくというように見えますが、果たしてそのように育成されているのかどうかというあたりが、よく見えてきません。是非、認定制度を検討される方に十分なチェックをお願いしたいと思います。

3点目は、フォレストマネージャー等についてです。これも既に指摘されておりますが、フォレストマネージャー像がもうひとつに見えてきていません。このため、研修生の質・レベルがバラバラになっています。このあたりも大きな問題だと思います。

今、4点目を思いつきました。木材の加工・流通・利用分野における人材についてです。人材育成検討委員会では、大体時間切れになって、この分野についてほとんど議論することが出来ない状態です。この点については、この次の国産材の加工・流通・利用検討委員会でも検討されていると思いますが、なんとと言っても国産材自給率50%にすべく、国産材を大量に供給しようとするときにどのような出口が用意されているのかということは非常に大きい問題なので、是非、このあたりも注力して進めていただきたいと思います。

○座長

ありがとうございました。課題を4点整理していただきました。後でこの点もご議論いただきたいと思います。

それでは、続きまして資料6の国産材の加工・流通・利用検討委員会について説明をお願いします。

○林野庁

資料6「森林・林業再生プランの進行管理（国産材の加工・流通・利用検討委員会関係）」について説明

○座長

ありがとうございました。この分野は本当に広くて大変なのと、政策の関与の仕方が局面毎に非常に難しい。新しい政策と現場との関係について、当初からいろいろなご意見があったと記憶しています。委員、よろしく申し上げます。

○委員

座長からもご説明いただいたように、本検討委員会は非常に守備範囲が広いものですから、

例えばJASの問題、エネルギー利用、人材育成、統計情報などのような課題については次年度よりワーキンググループを持つなどしてさらに詳しく議論していくことが必要だと感じています。

また、これまでも何度か議論されましたが、例えば原木の安定供給については山側と非常に関係がありますし、また人材育成のように他の検討委員会との連携が必要な部分については、早急に具体的な方策を検討していただきたいと考えております。例えば、個別に設置するワーキンググループでは、他の委員会からも参加していただきながら進めていく必要があると感じています。

さらに、他の3つの検討委員会と非常に違う点として、民間が主導的に市場原理の下で事業を行っているということがあり、行政の役割が他の委員会とやや異なります。

今回、進行管理表をほかの4つの委員会とそろえて分かりやすく整理していただきましたが、我々の委員会としては、PDCAでやるからには、これまでの取り組み状況および課題をきちんと分けて書いていただきたいと思います。取り組みに関しても、補助金等による施策と、制度改革、システム改革の部分を分類した上で、さらに民間の自主的な取り組みをきちんと表の中に整理すれば、具体的に木材需要拡大に向かって進んでいる姿が見えると思います。

特に制度改革、システム改革は非常に重要な部分であり、農林水産省で所管されているもの以外、例えば木材利用に対して影響が大きいと思われる7月施行予定の再生可能エネルギー特別措置法のように、われわれがここで挙げている以外の事案もきちんと注視し、適正な木材利用によって木材需要拡大が図られる方向に導くことが重要だと考えております。

さらに、我々の検討委員会では2020年度の目標を立てて需要拡大を目指しているわけですが、段階的な見通しを立て、それに向かってPDCAを組んでいくことが次年度以降必要だと考えています。また、検討委員会そのものについても、ワーキンググループの開催や他の委員会との連携も含め、次年度以降は計画的な委員会の運営を実施していかなければならないと考えています。以上です。

○座長

ありがとうございました。それでは大体予定どおりの時間で進んでいるので、残された時間でご議論をいただきたいと思います。まず、既に各座長から出された提案等について、PDCAの中で受け止めることが出来るかご議論いただき、その上でそれ以外のところの話を伺いたいと思います。

最初に提案していただいたのは、委員から、森林・林業再生プランにおいてキーになる主体の都道府県段階が、見事に温度差が激しすぎるということです。もっというと、なかなか温度を上げてこないところをどうするかということについて、このPDCAのなかで対応策があっべきかということだと思います。このことについては、森林組合、林業事業者関係のみならず、人材育成などのいろいろな局面でも強く感じているということですが、この点についていかがでしょうか。委員だけの意見交換ではなく、構成メンバー全員の意見交換なので、各担当課長も含めてご意見をいただきたいと思います。

○林野庁

2000年に地方自治法が改正されてから国と県との関係というのが一変し、なかなか林野庁の意思イコール都道府県の実行と必ずしもならない時代になったなかで、どういう風に対応していくのかという根本的な問題があります。具体的に申しますと、林業事業者の登録・評価につい

ては、4月から私どもの意図していることをそのとおりにやってくれるのは3分の2程度と考えており、残りの県の仕組みにどうやって浸透させていくか課題となっております。まず、引き続きあらゆる場を利用して県にお願いしていくというのが第1ではありますが、それぞれの県に林業事業体があるので、事業体の方にこの仕組みのメリットを認識していただき、そこから突き上げていただくことも必要だと思っております。また発注者としての国有林の対応も影響すると思しますので、あらゆる手を尽くして、引き続きやっていきたいと考えております。

○皆川 林野庁長官

私からもひと言よろしいでしょうか。森林・林業再生プラン、森林経営計画作成、林業事業体、イコールフットィングとやっている中で、都道府県レベルでの捉えられ方に相当に差があります。これをどうするのかということについて、決定打はなかなかありません。実は、我々の目から見た成績表みたいのものをつくってはどうかと言ったことがあります。実際そんな物があったら大変問題ですが、都道府県にどう認識していただいて、どう具体的に行動していただいているのかということについて、直接公開するという訳ではありませんが、私は県の知事や上層部の方に会う機会も多いので、そういったことを伝えることもできると考えています。都道府県としては、国には口を出してほしくないが、お金は出してほしいという状況ですが、意図に沿ったものでないとお金は出せない、口とお金は関連しているということをご理解いただけるように多方面から努力しないと、県ごとの温度差は一朝一夕には解決しないと考えております。

私としては、総合的な観点でいろいろと働きかけを行うことに加え、ほかの地域を彼らなりにも見てもらえれば、理解が促進されるのではないかと考えております。我々も悩んでいるところですので、お知恵をいただければありがたいと思います。

○座 長

そうですね。林野庁の政策が日本の隅々に方法論も踏まえてキチッと定着していくことではじめて動いていくということを考えているわけですし、ディスターブするという側面が出てくるとすれば非常に大変な事態だと思いますので、いまご提案いただいたように温度が上がってこない県、市町村に対して、できるだけ先進性を持った事例を見るという機会を政策化し、事業としても設けていただくということは、今後取り組むべきことの1つだと思います。

○事務局

今の話の関連ですが、今回の森林・林業再生プランを進めていく上で、制度とか予算を変えたら、コロッと日本が変わるということではなくて、地域地域の改革に発火点を数多く作り、そこをどんどん広げていくことで森林・林業の再生を図るということ、今年始まった准フォレスト研修の研修生に対して、徹底的に意識改革していただけるようにお話してきたところです。先程委員からもお話がありました市町村森林整備計画のマスタープラン化についてですが、計画制度とか予算はあくまでもツールであって、それぞれの地域で、公益的機能と木材生産をどう調整していくのか、どういう木材を生産してどのように加工していくのか、そのためにはどういう作業システムが必要で、その地域の地形に適合したものはどれなのか、それに合わせて路網はどのようにするのか、そういうことを考えてまとめるのが計画なんですよということを徹底して話をきて、研修生の皆さんにはそれなりに意識が浸透してきたということが2月の集合研修でも確認できたところです。しかし、森林施業プランナー研修でもよくあった話な

のですが、そういうふう思った人たちが地域に帰ったときにそのような活動が出来るかどうかというのはまた別問題です。この点については事務局からも話があったように、2月に各都道府県の森林・林業再生プランの実務担当責任者に個別に林野庁に来ていただき、長官の話にもあったように、「ほかの県ではこんなことをやっていますよ。そちらの県ではどうなんですか」と個別にお話ししています。また、研修生にも、ほかの県ではどういう取り組みをしているのかということについて、現場レベルの横のネットワークをつくっていただいて、そういったところから、他県の先進的な取り組みについて現場からも上の方に伝えていただく。平24年度の准フォレスター研修等においても、下から突き上げていただくのと、私たちから上層部にお話をしていくという両面で取り組んでいきたいと考えております。

○座 長

是非やっていただきたいと思いますが、それにしても温度差がこのようなあるということを長官が言うように、採点表ではなくてもどこかで把握していなければ、重点的・効果的な施策になりません。このようなものを地域全体が利用していくことが大事だと思います。

○事務局

説明の補足をさせていただきます。1～2月に実施しました話し合いの結果については、整理が間に合いませんでしたのであまりお話は出来なかったのですが、また機会を見て各県と個別に、実務担当責任者と相談していきたいと考えております。

○座 長

ありがとうございます。次に委員からのご意見の1つ目ですが、都道府県と同じような問題が市町村レベルでも起きているとのお話がありました。特に市町村によっては、市町村森林整備計画がこれまでとは変わり、県が示したひな形に自分の地域の数字を入れれば良いというものではなく、地域の森林資源全体に目配りしながら、マスタープランとして新たに位置付け直すという意識改革が出来にくいし出来ていません。それ故にフォレスターがどこまで何をどのように指導していいのかということが明確になっていないという意見でした。そこには時間的な制約があったと思いますが、それについてもご提案ないしご意見があればいただけませんか。

○事務局

林野庁から市町村に直接指導を行うというのは物理的に難しいので、研修を通じて准フォレスターに考え方を徹底的に理解していただき、その活動を市町村に理解していただくことが必要だと考えております。首長にも意識を高く持ってもらわないといけません、その意識改革をさせるのがフォレスターの役割として一番重要です。このための研修もやりますし、回数は少なかったのですが市町村の職員に対しても、直接森林・林業再生プランの考え方について研修を行っております。このような取り組みを通じて、市町村の意識改革にも取り組んでいるところです。

○座 長

私も地元でいろいろ係わっていますが、法律改正があったことを市町村は理解していません。市町村森林整備計画の策定に当たり、関係者や知恵を持っている人の意見を聞かなければなら

ないことが、まず理解されておられません。これがしっかり理解されれば、関係する国有林や県、公社造林などの人たちも一緒に、どのようにその森林を取り扱えばトータルで生産性が上がり、将来展望がこのように描ける、という議論の場が具体化されると思います。

○林野庁

市町村の取組格差についてですが、国有林の現場を見ると、昔の中核都市が市町村合併により山を大きく抱えたことが分かります。富山市は、合併によりアルプスの頂上まで所管しています。高崎市や豊田市には、合併により林務部が新たにできました。このような市町村がキチッと対応すれば周りがついてくるのではないのでしょうか。国有林としてもこのような地域を重点的に指導して参りたいと考えております。

都道府県の場合は、ライバル県の例を示したりすることも、自主的に行動していただくために有効なのではないのでしょうか。

○皆川 林野庁長官

先程苦労している話ばかり申し上げましたが、森林・林業行政に対して知事レベルの関心はかなり高くなっています。多くの知事さんにお会いしましたが、森林行政に対して熱心な方が多いと感じます。やりようによっては、政策を急回転させていくエネルギー自体は、各地域にかなりあると感じています。

昨年森林法を改正し、今年は国有林野の法改正を行っています。国有林の職員には、今回の改革のセールスマンとなるように指示しており、首長などによく会いに行っています。民国連携の前提として、森林・林業再生プランについてももう一回ご説明する機会になっています。

○林野庁

国有林野職員のマインドを変えることがこの1年の大きなテーマです。准フォレスター研修の1期生には期待しています。地域に関与するに当たり、国有林野職員と県の職員の得意な分野は分かれています。民有林の計画案を県のフォレスターが作成したら、国のフォレスターがどのように支援できるか検討するというようなチームを組み、地域全体の森林・林業を活性化出来るようにしたいと考えております。

○座 長

森林の特殊な点として、国や県、市町村が所有者であり経営者となっています。政策、制度、自治の面からみて、林野庁、なにかありませんか。

○林野庁

いままでの話につきると思います。川上と川下が一緒になって取り組めば上手くいくことでも、ともすると上手くいかなかったということがよくありました。それが今うまくいきはじめている気がします。

川下の人と話していると、面倒になると材を外国に求めてしまう傾向があるようです。この面倒さを解消するために一番足りないのが情報です。市町村や県、国など行政機関が結節点になり得るので、商売に関係することを結びつけることをさらに進めるべきだと思います。本日のように全体的な議論ができるというのはすごく良いことだと思います。

○座 長

重要なご意見をいただきました。しかし意見が出ただけではダメですので、これを具体化していくことが重要です。長官が言うように、知事とか首長は我々との窓口として重要な主体です。そこを具体化する上での情報をキチッと出していきながら、それぞれの得意分野等で一緒に取り組むことで、地域の森林・林業全体がより機能を発揮することが出来るという事実をより見せていく必要があります。

続いて、委員から森林施業プランナーや森林経営計画、フォレスター、現場技能者の育成、この関係がもう一つ明確ではないのではないかと意見がありました。この関係を整理しているのが参考資料5-1の27ページですが、人材育成はいろいろな検討会と重複があることも含めて、議論や見通しをここで意見交換したいと思います。

○林野庁

資料4の3ページをご覧ください。森林施業プランナーの認定制度につきましては、2月29日に、有識者の認定検討委員会から報告書もらった段階であり、その内容をイメージ化したものがこれです。現時点の成果はここまでで、今後これを詰めて、来年度後半からスタートすることとなりますが、資料4-2にあるように、初年度は半分なので300人、あと3年間で600人ずつ、計2,100人の認定が出来るように研修を組み合わせるやっていくというイメージです。具体的な認定制度の運営の課題としては、森林施業プランナーが認定を受けようとするインセンティブをどう与えるのか、またその質をどのように担保するのかということだと考えておまして、ペーパードライバーではなく、実際に施業集約化ができる実力を持った人材をどう認定していくのかということについて、認定検討委員会の中で議論していただいております。いただいたご意見も踏まえて精査していく所存です。

また、参考資料5-1で大まかな人材育成の整理を示しておりますが、私ども経営課で所管している森林施業プランナーについて、フォレストマネージャーとどう違うのか、具体的に何をやるのかという意見がでました。日吉町森林組合の湯浅さんや多野東部森林組合の浦辺さんにお聞きしたりしても森林組合によってバラバラなので、これは林野庁がそれぞれの実態を把握した上で、大まかな枠を示しながら現場実態に応じて役割分担していくべき課題だと認識しております。フォレストマネージャーについて今年いろいろご批判が出たことについては真摯に反省し、来年度の事業運営については補助事業の実施主体をよく指導しながらきちんと運営したいと思います。また森林施業プランナーなりフォレストマネージャーなりの役割を明確にし、研修の講義内容に反映したいと考えております。

○座 長

ありがとうございました。事務局、森林経営計画との関連を踏まえて、参考資料5-1について、検討委員会全体と人材育成のそれぞれの分野との関係をどのように考えているのかご説明をお願いします。

○事務局

まず民間の現場技能系職員という、現場の中で林業機械を使いながら作業を行っていただく方については、1つのカテゴリーとして、フォレストマネージャー、フォレストリーダー、フォレストワーカーという形で育成を図る考えです。次に左に順番に技術系職員、国有林、都道府県、市町村とありますが、ここはいわゆる市町村森林整備計画を行っていく技術系の能力を持つ

た方々というふうに位置付けています。この中で、森林経営計画については森林施業プランナーが作成の主体として位置付けております。フォレスター、准フォレスターは、一つ一つの森林経営計画がどういう方向で立てられるべきなのかということを考えながら、市町村森林整備計画を作成する主体という位置付けです。フォレスターと森林施業プランナーは連携しながら地域の森林づくりを進める必要がありますので、准フォレスター研修には森林施業プランナーにも参加していただき、どのようにお互いに役割分担して計画策定していくのかということを説明しましたし、森林施業プランナーの研修には准フォレスターも参加していただき、お互いがどういうことをやっているのかを確認しながら人材育成を進めているところです。

林業専用道技術者育成という枠がありますが、ここは林業専用道、林道を具体的に施工していく技術者として位置付けです。つまりフォレスターが市町村森林整備計画をつくり、森林施業プランナーが森林経営計画をつくる。それに基づいて現場でフォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャーが作業するというのが大きな流れで、そこに林業専用道を作設していく技術者を合わせて育成しているということです。

○座 長

ありがとうございます。人材育成のそれぞれのところの射程と限界はいまのような整理ということだと思います。

○委 員

森林施業プランナーは、「森林経営計画を作成する者」ということを明確にしなければ、何が求められているのか分からなくなります。参考資料5-1にも「市町村森林整備計画」あるいは「森林のマスタープラン」という言葉を入れていただけないでしょうか。実行計画作成のところにも「森林経営計画」と明記し、それが出口であることを明らかにすべきではないでしょうか。

○林野庁

参考資料5-1の書き方は工夫します。補足すると、フォレスターの役割は、森林のマスタープランを作るだけでなく、森林経営計画の認定事務を行う市町村を支援する、つまり森林施業プランナーを指導する立場でもあるということがひとつです。もうひとつは、森林施業プランナーの役割が「施業の集約化を行う者」から「森林経営計画を作成する者」にレベルアップしたにもかかわらず、研修生の頭がまだ切り替わっていないという実態があり、この点については次年度以降にしっかり対応したいと考えています。

○林野庁

本日の午後、森林組合の参事、課長級のほか、准フォレスター、森林施業プランナーを集めた研修を神田で行う予定です。そこでは、①森林経営計画制度の中身、②森林組合による実際の実組事例、③今後の事業の核となる森林経営計画の作成を森林組合の中期経営計画にどう組み込むか、についてしっかり説明いたします。また、明日の午前中、准フォレスターと森林施業プランナーとが連携し、各自の担当地域を実際に森林経営計画に落とし込む作業を行うワークショップを開催します。これは、今年3回、来年12回開催する予定です。これらの機会を通じ、森林施業プランナーに「森林経営計画の作成者である」という認識を広めたいと思います。

○座 長

人材育成については、森林・林業再生プランの構想段階から、様々な国の施策・ツールを現場に降ろす、いわば国としてのセーフティネットとして位置づけられてきました。つまり、人材育成は、補助金を超えて非常に重要な位置づけにあります。しかし、木材の加工分野については、コーディネーターが見えづらいしセーフティネットを張る方法論も不明であるとの指摘もありました。ワーキンググループに分けて検討すべきという提案もありますがいかがでしょうか。

○林野庁

人材育成は色々な意見があり焦点が定まりにくい面があります。特に国産材に関しては、フォレスターから繋がる人材の育成と、国産材の検討会から出てくる人材育成とを整理し、優先順位を付けることが重要です。また、対象について、官に近い人にするのか、民間の人にするのかも検討が必要です。

○委 員

まさにその点が整理されていないので、次年度以降は特異的な部分はワーキンググループで検討を進めるべきではないでしょうか。また、人材育成は他の検討会とリンクする部分が多いので、必要に応じ他の検討会の委員にも加わってもらうなど、連携方法を具体化すべきです。

○座 長

それでは、制度、政策のうち今後議論になりそうな事項について、各委員からご意見、ご提案をお願いします。各取組における課題等について、本日の資料で大事だが抜けているものはありませんか。

○委 員

きちんと説明すれば分かってもらえるが、現場では若干混乱が生じています。森林施業プランナーは、当初は森林所有者に収支を示して施業の集約化を行う者でしたが、今後は森林経営計画の作成も行うこととなります。森林経営計画における森林作業道と市町村森林整備計画における林業専用道との調和をどう図るのかについても、人材育成の中で整理して話すことが必要です。また、准フォレスターが道作りにあまり詳しくない中で、正しい道作りをどう普及させていくのかも課題です。森作りのための道作りを行う中で、森林資源を活用して自給率を上げるビジネスモデルを作る必要がありますが、他との相互関連の中でお互いに補強し合うことが必要です。

○委 員

今後の検討の仕方について要望があります。実行管理表に記載されている事項が来年度から実際に動き出すわけですが、その際には進捗状況が分かるような指標を作るべきです。施業の集約化や市町村森林整備計画のマスタープラン化がどの程度進んだのか、毎年、あるいはそれより短いサイクルで確認しないと、どの県がうまくいっており、どの県がうまくいっていないのかが見えなくなります。

○林野庁

都道府県、市町村もそうですが、分野毎でも進捗状況にバラツキがあるのは事実です。ただ、大きな政策転換の中で、100点満点ではありませんが、各県ともよく付いてきてくれているという感じがします。各県とも失敗したくないという思いがあり、スタートは上手くいったので、今後の進行管理が重要です。指標は大切ですが、それに拘ると変なことになりますので、我々としては定性的評価の集積など数値化できるものを数値化したいと思います。また、各担当で検討し使える指標があれば使っていきたいと思います。これまでの市町村森林整備計画は行政の意志も森林所有者の意志も入っていないものが多かったのですが、今後は市町村長を口説いて魂を入れたいと思います。多くの人を巻き込んでよりよいものを作る仕組みをまずスタートさせ、段階的に進めていきます。路網の指針についても、指針そのものより現場で起こったことを反映させ、共有する仕組みをしっかりと作りたいと考えています。

○林野庁

委員から事業量の話がありました。民有林の事業量は把握が難しいのですが、我々としては認定された森林経営計画を事業管理簿のようなもので管理し、事業量を公表するという仕組みを考えています。その際の事業量は個別計画のものではなく総量的なものを公表する予定です。これにより、地域の事業量がある程度分かるので、今後の人材育成や設備投資の判断基準になります。

○座 長

予定時間を過ぎたので本日は以上にしたいと思います。要点を私なりにまとめると、①人材育成は各検討会及びそれらの相互関係の中で重層化しているため、どんな人材が求められているのか明確にした上で、相互の関連やダブリ部分、独自部分を再整理し、研修等を通じて分かりやすく伝え、具体的な目標が持てるようにすることが必要、②林野庁の政策は、国、都道府県、市町村が相互に関わる重層的な仕組みになっており、個々が主体性をもって取り組む中で、大きなバラツキをどう埋めていくのかが課題、③取組が遅れている地域の底上げが重要な中で、地域の人々の提案、動きという下からのベクトルをどう見据えるかが課題、④国が最低限のレベルを定め、足りない地域にはエンジン部分を付与するなど、上からの部分と下からの部分をうまく使い分けながら、一方で地域独自の領域は侵さない方法で仕組むことが大切、⑤指標として数値化可能なものは数値化し、共通のテーブルを持つ中で、実行管理委員会として次に何をすべきか責任を持って決定できる原本になるようなものを考えることが必要、⑥森林経営計画について事業管理簿のようなものを作るという話が林野庁からありましたが、具体的な中身を練っていただき、次回の会議でお示しいただく、ということかと思います。林野庁の話にもありましたが、政策が大転換する中で、各県ともよく付いてきてくれていますので、本委員会としても、トータルで作り上げる部分への目配りを大切にすることが必要です。また、最後の川下部分への接合があいまいであることは共通認識ですので、川下、川中、川上が上手に繋がるような実行管理のありようを考えることが必要です。それでは、次回の日程について事務局からお知らせいただきたいと思います。

○事務局

本日は、長時間に渡り熱心にご議論いただき感謝申し上げます。今後の日程は、会議の持ち方も含めて座長とご相談の上、皆様にお知らせいたします。他に特になければ本日の会議はこれで終了させていただきます。

以上